

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	小門 穂
論文題目	生殖に対する医学的補助と「親になる資格」 -フランス生命倫理法の基本原則-		
<b>(論文内容の要旨)</b>			
<p>生殖補助医療への対応のあり方は、その社会が親子や家族のあり方をどのように考えているかを反映する。本論文は、こうした観点からフランス生命倫理法の根本原則を明らかにしようとしたものである。</p> <p>第1章では、論文の目的と背景について述べている。体外受精の成功をきっかけに生命倫理分野における法律の必要性が認識されたという経緯から、フランス生命倫理法の1994年の立法や改正の過程では、受精卵の扱いと生殖補助医療に対する規制が最も重要な争点であった。本論文は、とりわけ誰が医療技術を介して親になることが認められるのかという点についてフランスで行われた議論を分析し、その根幹にある原則を明確にすることをめざす。</p> <p>第2章では、生殖に対する医学的補助を用いることができるのは誰か、そのような規定が定められたのはなぜかという点について検討している。生殖補助医療は、「親になりたいというカップルの願いに応える」ことを目的としているが、カップルに医学的不妊が見つかっているか、カップルのどちらかまたは子どもに重篤な疾患を感染させるリスクがある場合にのみ実施できるとされる。しかも生殖補助医療を受けることができるのは、生存中でありかつ生殖年齢にある男女で構成された、結婚しているか二年以上の同居を証明できるカップルと明記された。すなわち、生殖補助医療を用いて親になることができるのは、医学的補助を必要とする医学的な理由があり、かつ安定した男女のカップルという社会的な要件も満たすことのできるカップルだけである。このような要件が定められたのは、生殖補助医療を医学的不妊に対する治療として位置づけようとしていること、生まれてくる子には一人の母親と一人の父親が必要であると考えていることが理由であろう。すでに生まれている子に家族を作る養子縁組という制度とは異なり、最初から男女の両親がいないと分かっている状況に子どもをわざわざ作り出すべきではないと考えられたのである。</p> <p>第3章では、配偶子提供と、他者のための妊娠(代理出産)において、誰が生まれた子の親とみなされるのか、またその理由にはどのようなものがあるのかという点について検討している。配偶子提供の場合は、提供により子をもうけるカップルが、子の出生後に親であることを否定できないと規定された。生命倫理法成立以前に、精子提供を受け生まれた子との父子関係を、父親が否定できるか争った裁判例が複数存在するため、設置された規定である。子の地位の安定がその理由と説明されている。一方、他者のための妊娠については、1991年破毀院判決により、依頼女性は生まれた子を養子縁組できないと決定され、1994年に代理出産契約の無効および仲介禁止が定められた後は、フランス国内での実施は困難になった。また外国での代理出産により子を得たとしても、フランス国内では母子関係は認められない。代理出産により生まれた子</p>			

の親子関係を争う裁判や仲介組織の合法性を争う裁判では、代理出産を認めない理由として、人の身分の処分不可能性と人身の処分不可能性という公序原則への違反となることが繰り返し述べられた。代理出産契約はその合意の目的がそもそも不法であるため、契約として成立しないことも理由に挙げられた。

第4章では、ここまで見てきたような生殖に対する医学的補助を用いる要件がよりどころとする原則について考察している。個人の価値観が強く反映される生殖補助医療の分野において立法が行われた理由として、生命倫理法は、生殖補助医療を一定の枠組みの中で個人が自由に使えることを保証するための権威ではないかということが示された。公序という概念は、生命倫理法の根幹である倫理原則のよりどころであり、公序の保護するものの一つに、家族という社会の基礎がある。次に、安定した男女のカップルという限定は、生殖補助医療は子どもを持つ権利を保障するものではなく、あくまで医学的理由が明確である不妊の男女への「治療」とするためではないかと示唆された。二人の子どもができるはずと見なすことが可能であるという条件は、生殖補助医療にも「自然な生殖という原則」が適用されることを示している。

第5章では、本論文の結論として次のような見解を提示している。一人親の家族や、再構成家族は珍しいものではなく、男女とその二人の子どもという形は、家族の唯一のモデルではなくなっている。だが、生殖補助医療は、実施する際にはまだ存在しない子どもを作り出す行為である。人間関係の積み重ねとして結果的にシングルマザーやシングルファーザーとして子育てをすることと、受精の前からそうなることが分かかっていて、独身者がわざわざ医療技術を用いて子をもうけることは異なっていると、フランス生命倫理法は判断する。性と生殖の分離を回避し「自然な生殖」を守ること、「子どもを持つ権利」の公序を超えた過度の主張を退けること、生殖補助医療を「不妊に対する医学的な治療」と位置づけること、こうしたことがフランス生命倫理法の根幹にある原則なのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、生殖に関わる医療技術がますます進歩する現代において、子を持ちたいという願いと生まれてくる子や女性の身体の保護との間に生じる様々な問題を、今後どう社会的・倫理的に捉えていくべきかについて考えるための基盤を探ろうとした、非常に意義深い論文である。

フランスは1994年にいち早く生命倫理法を成立させ、こうした問題に一定の理念的基盤と法的根拠を与えた。しかしその後の医療技術の進歩や社会風俗の変化は著しく、生命倫理法の改定は5年ごとに行うことが決められていた。にもかかわらず、実際に改定が行われたのは2004年と2011年のことである。問題の複雑さや奥深さを感じずにはいられない。一方改訂にあたって、政府は各地で討論会やミーティングを開くなどして、議論の深まりや啓蒙に努めてきた。フランスという国が日本と全く異なるアプローチで、上記のような医療的補助を受ける生殖に関わる問題と取り組んできたことに、本論文の筆者は注目する。フランス生命倫理法の根幹にある理念を明らかにすることによって、少しでも日本で議論が進展することに寄与したいと筆者は願っており、そのために筆者が研究に傾けた情熱と真摯な態度は大いに評価できる。とりわけ、煩雑な法律の改定や裁判の判例などをひとつひとつ整理し、そこに現れた変化を明確にしていく手腕は見事であった。

こうした複雑な問題に取り組むために、本論文では論点を二つに絞っている。「生殖に対する医学的補助を用いることができるのは誰か、またそのような規定が定められたのはなぜか」という問いが第一の論点であり、次に「配偶子提供と、他者のための妊娠(代理出産)において、誰が生まれた子の親とみなされるのか、またその理由にはどのようなものがあるか」という問いが第二の論点である。確かに、医療的補助を利用するという事実と、そうした技術の結果として生まれてくる子の親になるということは、同じ一つの事象のように見えて、実際には異なった問題系をはらんでいる。とりわけ代理出産においては、かわりに出産をする第三者の身体に関わるため、問題はいつそう複雑化する。筆者がそれぞれの問いに対して別の章を設けて議論したことは、正しい手続きであった。またこうした二つの論点を扱うに当たって、まず目的と全体的コンテクストを明らかにしたこと(第1章)、理念的考察を別途行ったこと(第4章)も、周到な手続きであった。

以上のような研究の結果として、筆者が提示する結論は、性と生殖の分離を回避し「自然な生殖」を守ること、「子どもを持つ権利」の公序を超えた過度の主張を退けること、生殖補助医療を「不妊に対する医学的な治療」と位置づけること、これらがフランス生命倫理法の根幹にある原則であるというものである。「自然」と「公序」という二つの原理が、こうしてフランスにおいて人の生命と科学の進歩の問題を議論する際の根本原理としてはっきりと現れてくる。以上が本論文の主旨であり、周到な調査に基づいたこの結論は十分な説得力を持っていると評価できる。

ただし、研究・論考のさらなる深化を求めたい箇所もあった。例えば、生命倫理法

の制定は、当初フランスの他の分野と同じくトップダウン式に識者・政治家を中心に進められたが、現状では企業や民間のレベルでの実践・要求の方が先行しており、そうした方式が破綻しつつあるとも考えられる。論文ではそうしたダイナミズムについてはあまり触れられていない。子供を持ちたいという願いや医療技術によるその実現について、個人や様々な支援団体が語る言説を分析することで、法とは異なった理念が見えてくる可能性もある。また論考の中心が、法律や判例の分析に置かれた一方で、法制定過程での議論の詳細があまり追求されなかった点も、今後さらに研究を進めることを求めたい。補遺としてつけられた資料のうち、生命倫理法改定に向けてのミーティングについての調査（補遺1）が、本文に合体されなかった点も改良の余地がある点であった。そこで語られた言説を細かく追うことで、法を制定する側と技術の使用を求める側との相違点と共通点がより明確になったであろう。

とはいえ、本論文の執筆過程で筆者は生命倫理法の主要部分を自ら翻訳し（補遺2）、またフランスの現状についても個々のテーマに関して詳細な調査・報告を行ってきた。こうした真摯な努力もまた高く評価しておきたい。

以上のことから、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値を持つと認める。また平成23年7月28日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降